

岐阜県地方改善促進審議会を傍聴する方へ

傍聴者は、必ず開催日の前日の午後3時までに事務局（岐阜県人権施策推進課）までご連絡ください。ご連絡がない場合は傍聴をお断りします。また、会議の当日は、次の事項を守り、係員の指示に従って傍聴してください。

（傍聴に係る制限）

次に掲げる者は、傍聴をすることができません。

- （1）銃器その他、人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- （2）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- （3）はち巻、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- （4）ラジオ、拡声器の類を携帯している者
- （5）写真機、ビデオカメラ、録音機の類を携帯している者（報道関係者であって、事前に許可を受けた者は除く。）
- （6）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- （7）酒気を帯びていると認められる者
- （8）その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（遵守事項）

傍聴者は次の事項を遵守してください。

- （1）会議中は、静粛に傍聴すること。
- （2）審議に対して可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- （3）談話をし、歌を歌い、大声で笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- （4）会議中は、携帯電話、PHSその他これらに類する機器は電源を切ること。
- （5）飲食又は喫煙をしないこと。
- （6）みだりに席を離れないこと。
- （7）会場内での写真撮影、録画、録音等を行わないこと。（報道関係者であって、事前に許可を受けた者は除く。）
- （8）その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為はしないこと。

（会議非公開時の措置）

傍聴者は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場してください。

（係員が行う指示の順守）

傍聴者は、係員の指示に従ってください。

（違反行為等に対する措置）

傍聴者は、上記各事項に違反したときは、退場していただく場合があります。